

市会議案第9号

安倍晋三元首相の国葬の中止を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和4年9月13日提出

吹田市議会議員 西岡 友和

同 池渕佐知子

同 山根 建人

同 玉井美樹子

安倍晋三元首相の国葬の中止を求める意見書（案）

本年7月8日、奈良市内において、参議院議員選挙の街頭演説中に安倍晋三元首相が銃撃され、亡くなるという、あってはならない事件が発生した。そして、政府は7月22日に、安倍元首相の国葬を9月27日に日本武道館で実施することを閣議決定した。

今回の事件は、決して許すことのできない暴挙であり、最も強い言葉で非難するとともに、故人の御冥福を心より祈るものであるが、国葬の実施については多くの問題点がある。

国葬については、戦前には、国葬令に基づき行われていたが、昭和22年（1947年）の日本国憲法施行に伴い、国葬令は失効している。今回の国葬について、政府は、国の儀式に関する事務を内閣府の所掌とする内閣府設置法を根拠としているが、同法は飽くまで組織や事務などについて定めた、いわゆる組織法であり、国葬に関して定めた法令が存在しない以上、その法的根拠は存在しない。

また、仮に国葬を実施するとしても、閣議決定から国葬実施日までは2か月以上の期間があり、補正予算を編成し、国会で議論することも可能であると考えられる。しかし、政府は今回の国葬に要する費用を、国会での議論を経ることなく使途を決められる予備費で支出するとしており、これは財政民主主義の精神に反することとなる。

岸田首相は記者会見において、国葬を行う理由として、生前に安倍元首相が、憲政史上最長の8年8か月にわたり、卓越したリーダーシップと実行力を発揮し、内閣総理大臣として重責を担ったことなどを挙げているが、安倍元首相の政治的立場や政治姿勢については、国民の評価が大きく分かれている。また、新聞社等が行った世論調査では、国葬実施に反対である人の割合が過半数を占めている。国葬の実施に伴い、国民に弔旗掲揚や黙とうなどの弔意の表明を求める場合、国民の内心の自由を侵害するおそれもある。

これらの問題点がある今回の国葬を、十分な国会審議を経ないばかりか、政府の独断で実施することは到底容認できるものではない。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、安倍元首相の国葬を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月 日

吹 田 市 議 会